

社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービス委託業者募集要件

1 目的

台東区社会福祉協議会では、お食事作りにお困りの高齢者や障害のある方を対象に、栄養バランスのとれた食事をお届けするとともに、手渡しで安否確認を行う等、在宅での自立生活を支援しています。事業の一層のサービス拡充や効率化を目的とし、令和5年度からの3年間の配食業者を選定します。

2 業務の概要

- (1) 業務名 配食サービス業務委託
(2) 履行場所 台東区内全域
(3) 業務内容 実施要領のとおり
(4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とします。ただし、契約については各年度とします。
(5) 配食実績 令和3年度実績
昼食 80,841 食 夕食 110,727 食

3 参加資格

- (1) 台東区から指名停止・入札参加除外措置を受けていないこと。
(2) 法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと。
(3) 過去1年以内に食中毒等により不利益処分を受けていないこと。
(4) 食品衛生法第48条の規定による食品衛生管理者を置いていること。
(5) 食品衛生法第55条の規定による飲食店営業許可を受けていること。
(6) 高齢者向け配食サービスを1年以上実施していること。
(7) 特別食（カロリーやたんぱく質を調整した食事）の提供が可能であること。
(8) 昼食・夕食の配食を台東区全域かつ、365日対応可能であること。
(9) 令和5年度の契約価格については、企画書に明記した価格とすること。
(10) 利用者への配食提供は手渡しで行い、安否を確認し、確認結果を当協議会に報告する体制が構築されていること。

4 実施手順

募集から受託業者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
募集要件の公表 (ホームページで掲載)	令和4年8月1日（月） ※ 申請書類はホームページよりダウンロードしてください。

質問受付期間 (メールにて受付)	同年8月1日(月)から9月1日(木) 午後5時まで
書類の提出期限	同年9月20日(火)午後5時まで
審査 (書類審査及び試食審査)	同年11月上旬から中旬 ※ 試食審査は同年11月22日(火)となります。
審査結果の通知	同年12月20日(火) ※ 募集業者に対し、個別に郵送いたします。

※ 評価方法、審査結果に関する質問についてはお答えいたしません。

※ 日程については変更になることがあります。

5 受託予定業者数

3社程度

6 委託内容についての質問受付及び回答

受付はメールのみとなります。

- (1) 質問方法 質問書（様式1）に質問内容を入力の上、下記のメールアドレスまで送信して下さい（その他の方法による質問はお受けしません。）。
- (2) 受付先 haturatu7541@jcom.home.ne.jp
- (3) 受付期限 令和4年9月1日(木) 午後5時まで
- (4) 回答方法 ご質問に対する回答は、台東区社会福祉協議会のホームページにて随時公開しますので、こちらをご覧ください。
<https://www.taitoshakyo.com/service/hatsuratsu/haisyoku/>

7 選定参加の受付方法

- (1) 必要書類の提出 ※ 各1部

- ① 配食サービス委託業者選定申請書(社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービスの実施に関する要領 第1号様式)
※ 代表者印の押印を忘れずにお願いします。
- ② 企画書（様式2）
- ③ 納税証明書(その3の3)※取得方法については税務署にお尋ねください。
- ④ 食品衛生監視票の写し(令和3年8月以降実施のもので、最も新しいもの)
- ⑤ 営業許可書の写し(飲食店営業の営業許可証で、本業務の調理を行う施設のもの)
- ⑥ 調理場平面図
- ⑦ 法人登記簿謄本
- ⑧ 自社の高齢者向け配食サービス事業案内
- ⑨ 献立表(令和4年6月1日から7月31日までの昼食及び夕食のうち、一

般食と特別食)

※ 栄養成分が記載されているものも一緒に提出して下さい。

(2) データによる企画書の提出

① 企画書（様式2）については、紙ベースでの提出のほか、上記6(2)までメールにてお送り下さい。

② その他の必要書類については、ご持参またはご郵送（簡易書留）ください。

(3) 受付期限 令和4年9月20日（火）午後5時まで

※ 書類が全て提出された時点で参加受付が確定します。

8 受託候補者の選定手順

台東区社会福祉協議会配食サービス委託業者選定委員会において、提出書類や配食物を総合的に審査します。なお、選定により、契約に至らなかった場合であっても、次点の業者として契約を締結することがあります。

9 参加業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

10 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加業者の負担とします。試食審査については、令和4年11月22日に一般食を昼夜各3食分（合計6食）提供していただきます。なお、10月中旬に時間と場所を別途通知いたします。
- (2) 利用にあたっての業者選択は利用者の判断となるため、選定業者の中で利用の多少が発生する場合がありますが、最低食数の保障等は行いません。
- (3) 提出期限後の書類の修正及び変更は一切できません。
- (4) 提出後の書類については返却しません。

11 担当（提出先及び問合せ先）

台東区社会福祉協議会はつらつサービス 担当： 渡邊・多久和・三木

所在地：〒110-0004 台東区下谷1-2-11

電話：03-5828-7541

FAX：03-3847-0190

E-mail：haturatu7541@jcom.home.ne.jp

配食サービス事業委託実施要領

本要領は社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービス委託業者募集要件2(3)の詳細を定めるものである。

1 委託業務内容

社会福祉法人台東区社会福祉協議会（以下「委託者」という。）より配食サービスを受託された事業者（以下「受託者」という。）は、配食サービスの利用者（以下「利用者」という。）に対して、社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービスの実施に関する要領に定めるもののほか、下記のことを行うものとする。

(1) 初めて配食サービスを利用する者への対応

- ① 受託者は、委託者から利用者に関する情報を提供された場合、実施前に利用者かつ緊急連絡先に対して、電話により配食サービスの事業概要を説明するとともに、食事内容、受け渡し方法及び支払方法等の確認を行う。
- ② 受託者は、委託者から依頼があった場合、下表により配食サービスを開始する。ただし、下表に定める開始日よりも前であっても、受託者は委託者の求めに応じ、可能な限り早期の開始に努めるものとする。

委託者が受託者に依頼した日時	配食サービスの開始日
依頼した日の午後3時より前	依頼日から起算して3日を経過した日
依頼した日の午後3時以降	依頼日から起算して4日を経過した日

(2) 利用者への配達

- ① 受託者は、原則として、利用者に対し昼食及び夕食（以下「昼食等」という。）を直接面会して配食することとし、利用者の安否を確認するとともにコミュニケーションに努めるものとする。ただし、委託者が利用者より確認書（別紙1）を受領し、やむを得ないと認めた場合に限り、受託者は委託者の指示に基づき、面会によらず配食することができる。
- ② 受託者は、利用者に対し、食品の保管方法や賞味期限等の案内を行うこと。
- ③ 利用者が不在の場合、受託者は不在票を利用者宅に配付、昼食等を持ち帰り、利用者または緊急連絡先等へ、対応が可能な限り連絡を続けるものとする。利用者、緊急連絡先のどちらも連絡が取れなかった場合、委託者に報告するものとする。ただし、下記の日時においては、委託者が別に指定する連絡先へ報告するものとする。

ア 日曜日及び土曜日の終日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日の終日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日の終日

エ アからウ以外の日で午前8時半から午後5時15分以外の時間

④ 利用者の異変を察知した場合、受託者は速やかに緊急連絡先に報告するとともに、委託者に報告するものとする。

(3) 調理

① 昼食等は、健康に配慮し栄養バランスに留意するとともに、高齢者の嗜好に合うものとする。

ア カロリーは概ね1食500～600キロカロリーとする。

イ 当日調理したものとし、あらかじめ調理し冷凍保存した食品を解凍して提供することはできない。ただし、特別食は除く。

ウ 主食は原則として米飯とする。普通、お粥またはおにぎりより選択できるものとする。

エ 副食は概ね4品とする。

・ 加熱したものとする。ただし、果実等、生で食するものを除く。

・ サイズは、普通、刻みまたはミキサーの3種類の中から選択できるものとする。

② アレルギー等の配慮を要する利用者に対しては、代替食品により対応する。

③ 予定献立表及び実施献立表（以下「献立表」という。）の作成は、栄養士の有資格者とする。なお、カロリーやたんぱく質を調整した特別食（以下「特別食」という。）については、厚生労働省が示した食事療法用宅配食品等栄養方針を順守し、別途、献立表を作成するものとする。

④ 献立表は、1ヶ月に1回、委託者及び利用者に提出する。

(4) 配食内容及び日時の変更受付

① 受託者は、利用者より配食物や配達日等の変更・休止・再開等（以下「変更等」という。）の依頼を受け、その後速やかに委託者に対して報告をする。その際、利用者より住所や電話番号等の変更の報告を受けた場合についても同様とする。

② 変更等に基づく配食は、原則として、配食予定日の前日の午後3時より前に受け付けたものについて対応する。

(5) 試食の提供

① 受託者は、配食サービスの利用を検討する者の求めに応じ、本業務とは別に、試食を提供するものとする。

② 配食内容は、利用者に提供する配食物と同様とする。

(6) 検食の提供

受託者は、味付け及び刻み等配食物の内容を確認するため、毎月1回、委託

者が指定する場所において、無償で配食物（特別食を含む。）の検食に応じるものとする。

(7) 利用料の徴収

受託者は、あらかじめ利用者が指定した支払方法により、利用者から利用料の徴収を行う。

2 配食価格

受託者が設定した配食価格については、当該年度中の変更を行わないものとする。なお、令和6年度以降、受託者が次年度の価格を変更する場合、当該年度の9月30日までに、委託者に対し、書面をもって通知するものとする。

3 委託者から受託者への支払

(1) 委託者は、受託者からの報告に基づき、1食当たり170円（金額は、今後変更する可能性あり）を支払う。なお、報告は翌月の5日までに、利用者数及び配食数等を記載する指定の様式により行うものとする。

(2) 委託者は履行検査の上、受託者に対し支払うものとする。

(3) 試食については対象外とする。

4 衛生管理

集団配食を実施するにあたり、監督官庁の指導を遵守するとともに、定期的に検便を行う等、衛生管理を徹底し食中毒の防止に万全を期すものとする。

5 賠償責任及び事故時の対応

(1) 食中毒及び感染症の発生、利用料の徴収、調理中及び配達中の事故（以下「事故等」という。）により生じる賠償責任の一切は、受託者において負うものとする。

(2) 事故等が発生した場合、受託者は、速やかに委託者に対し報告し指示に従う。

(3) 受託者は、事故等その他不測の事態により本業務の実施が不能になった場合であっても、業務を再開するまでの間、代替食等により利用者への配食を確実に行うものとする。

6 その他

本要領に定めのない事項については、委託者と受託者の協議によりこれを定める。